

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

北陸農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の府県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

中国四国農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の沖縄県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

国土交通省北海道開発局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2922号  
令和3年4月1日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

○ 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（通則）</u></p> <p>第1 <u>土地改良事業関係補助金（以下「補助金」という。）の交付については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「<u>適正化法</u>」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「<u>適正化法施行令</u>」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「<u>交付規則</u>」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p><u>（交付の目的）</u></p> <p>第2 <u>補助金は、土地改良事業等による農業農村の整備等を目的とする。</u></p> <p><u>（交付の対象及び補助率）</u></p> <p>第3 <u>農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別記1の補助事業者の区分の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p><u>2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。</u></p> <p><u>（申請手続）</u></p> <p>第4 <u>交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>補助金の交付を受けようとする者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得</u></p>	<p>第1 <u>農林水産大臣は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「<u>法</u>」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「<u>令</u>」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「<u>規則</u>」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2 <u>第1に規定する土地改良事業等に要する経費は、別表の事業等の欄に掲げる事業又は事務に要する経費とし、その事業等の区分、事業等又は補助対象事業の区分、採択基準等及び補助率は、当該各欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3 <u>法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出する。</u></p> <p>2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>3 <u>補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額と</u></p>

た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等(ただし、農林水産大臣の場合にあっては、農林水産省農村振興局長とする。)が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 別記2に掲げる決定者等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 大臣は、第4第2項により交付申請書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し補助事業者<sup>に</sup>その旨を通知するものとする。

3 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前2項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項又は第2項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、補助事業者から取下書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

(契約等)

第8 補助事業者(地方公共団体以外の補助事業者に限る。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者(地方公共団体以外の補助事業者に限る。)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者(地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第54号)第1条に規定する法人に限る。)は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等が別に通知する日までとする。

第5 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者<sup>に</sup>その旨を通知するものとする。

2 農林水産大臣は、第3第2項による書類の提出を受けたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、北海道開発局長を経由し補助事業者<sup>に</sup>その旨を通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(債権譲渡等の禁止)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
- (3) (略)

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けることができる。

3 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 北海道開発局長は、補助事業者から第1項又は第2項の変更等承認申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

5 大臣は、前項により変更等承認申請書の提出があったとき、第1項及び第2項の承認をする場合においては、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

(削る)

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 1 別表の事業等の欄に掲げる(1)、(2)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(13)の事業(ただし、(2)の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業、(8)の事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業、農業基盤整備促進事業及びスマート田んぼダム実証事業、(9)の事業のうち実施計画等策

(新設)

第6 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- (3) (略)

(新設)

2 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第7 農林水産大臣は、第6第3項による書類の提出を受け、規則第3条第1号の規定により承認する場合、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

第8 補助事業者(地方公共団体以外の補助事業者に限る。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に届け出なければならない。

2 補助事業者(地方公共団体以外の補助事業者に限る。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者(地方公共団体以外の補助事業者に限る。)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 1 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(1)、(2)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(12)の事業(ただし、(2)の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業、(8)の事業のうち草地畜産基盤整備事業及び農村地域復興再生基盤総合整備実施計画、(9)の事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策

定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、(10)の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）(11)の事業のうち実施計画策定事業（計画策定事業に限る。）並びに(13)の事業のうち計画策定等事業を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセント(30パーセントに相当する額が1,500万円以下の場合は1,500万円)を超える経費の増減。

(イ) 事業内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が1,500万円以下の場合は1,500万円)を超える増減

b・c (略)

(2) 団体が行う事業

ア・イ (略)

ウ 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減

(イ) (略)

2 別表の事業等の欄に掲げる(2)の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1)・(2) (略)

3 別表の事業等の欄に掲げる(3)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1)・(2) (略)

4 別表の事業等の欄に掲げる(4)及び(12)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) (略)

(2) 地区ごとに次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

事業費の各費目の相互間の30パーセント(30パーセントに相当する額が100万円以下の場合は100万円)を超える経費の額の増減

イ 事業内容の変更

a (略)

b 費目の新設、変更又は廃止

5 別表の事業等の欄に掲げる(5)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1)・(2) (略)

6 別表の事業等の欄に掲げる(7)の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の(1)から(6)までの事業に要する経費（間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費）のそれぞれの30パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更

7 別表の事業等の欄に掲げる(8)の事業のうち実施計画策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、(9)の事業のうち実施計画策定事業（実施計画策定事業

定事業、農業基盤整備促進事業及びスマート田んぼダム実証事業、(10)の事業のうち実施計画策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、(11)の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）並びに(12)の事業のうち実施計画策定事業（計画策定事業に限る。）を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセントを超える経費の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(イ) 事業内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b・c (略)

(2) 団体が行う事業

ア・イ (略)

ウ 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(イ) (略)

2 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(2)の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1)・(2) (略)

3 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(3)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1)・(2) (略)

4 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(4)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) (略)

(2) 地区ごとに次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30パーセントを超える経費の額の増減

イ 事業内容の変更

a (略)

b 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止

5 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(5)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1)・(2) (略)

6 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(7)の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の(1)から(6)までの事業に要する経費（間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費）のそれぞれの30パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更

7 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(8)の事業のうち農村地域復興再生基盤総合整備実施計画、(9)の事業のうち実施計画策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計

に限る。)及び農村環境計画策定事業、(10)の事業のうち実施計画策定事業(施設計画策定事業に限る。)、(11)の事業のうち実施計画策定事業(計画策定事業に限る。)並びに(13)の事業のうち計画策定等に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合)は400万円)を超える増減
- (2)・(3) (略)
- 8 別表の事業等の欄に掲げる(8)の事業のうち草地畜産基盤整備事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
  - (1)・(2) (略)
- 9 別表の事業等の欄に掲げる(8)の事業のうち農業基盤整備促進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
  - (1) 経費の配分の変更
    - ア 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる各地区における(1)の事業に要する経費と(2)の事業に要する経費の相互間の流用
    - イ 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる各地区における(1)の事業のうちアからカまでの事業に要する経費の相互間の30パーセント(30パーセントに相当する額が600万円以下の場合)は600万円)を越える増減
  - (2) 事業実施主体の変更
- 10 別表の事業等の欄に掲げる(8)の事業のうちスマート田んぼダム実証事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
  - (1)・(2) (略)

#### (事業遅延の提出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

3 北海道開発局長は、補助事業者から第1項の遅延届出書の提出があつたときは、速やかに大臣に提出するものとする。

(削る)

#### (状況報告)

第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに別記1に掲げる補助事業者の区分に応じ

画策定事業、(10)の事業のうち実施計画策定事業(実施計画策定事業に限る。)及び農村環境計画策定事業、(11)の事業のうち実施計画策定事業(施設計画策定事業に限る。)並びに(12)の事業のうち実施計画策定事業(計画策定事業に限る。)に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 調査地域ごとに事業費の30パーセントを超える増減
- (2)・(3) (略)
- 8 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(8)及び(9)の事業のうち草地畜産基盤整備事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
  - (1)・(2) (略)
- 9 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(9)の事業のうち農業基盤整備促進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
  - (1) 経費の配分の変更
    - ア 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる(1)の事業に要する経費と(2)の事業に要する経費の相互間の流用
    - イ 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる(1)の事業のうちアからカまでの事業に要する経費の相互間の30%を越える増減
  - (2) 事業実施主体の変更
- 10 別表(第2の表)の事業等の欄に掲げる(9)の事業のうちスマート田んぼダム実証事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
  - (1)・(2) (略)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した報告書を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の指示を受けなければならない。

(新設)

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第11 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに別記1に定める補助事業者の区分に応じ

た提出先に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の事業遂行状況報告書又は概算払請求書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について、（昭和42年5月1日付蔵計第946号）に係る報告を、各交付決定の単位により、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第1項の規定による報告を省略することができる。
- 4 第1項に規定する時期のほか、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局にあっては総務部長、内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

#### (実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

3 北海道開発局長は、補助事業者から前2項の実績報告書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記2に掲げる補助事業者の区分に

じた提出先に提出しなければならない。ただし、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について、（昭和42年5月1日付蔵計第946号）に係る報告を、各交付決定の単位により、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第1項の規定による報告を省略することができる。

4 第1項に規定する時期のほか、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (新設)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

#### (新設)

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記2に定める補助事業者の区分に

応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

**第16** 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、**第15第1項**の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 **大臣**は、**第15第2項**により実績報告書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

3 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

**第17** 補助事業者は、第16第1項又は第2項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、**第16第1項**に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 **第16第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。**

#### (交付決定の取消等)

**第18** 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、**第10第1項第3号**の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、**第6**の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第1項**第1号**から**第3号**までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せ

に応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

**第14** 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、**第13第1項**の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 **農林水産大臣**は、**第13第2項**の提出を受け、補助金の額を確定する場合、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

3 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限によりがたい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(新設)

**第15** 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、**第6第1項第3号**の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、**第5**の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4) (略)

2 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、第1項**(1)から(3)**までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命

て命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第4項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第19（略）

(財産の処分の制限)

第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第21 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第22（略）

2（略）

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号別紙第13の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第23に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第23 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（削る）

ずるものとする。

（新設）

第16（略）

第17 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

（新設）

第18（略）

2（略）

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第17の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（新設）

第19 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による補助金調書を作成しておかなければならない。

第20 補助事業者のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対

する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに農林水産大臣に報告するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第24 補助事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による状況報告、第14の規定による概算払請求、第15第1項による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第25 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第10から第13まで、第15、第17から第19まで及び第21から第23までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(新設)

- 第21 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第19までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記1 (第4、7、10、12、13、14、15、17関係)

補助事業者の区分	提出先
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。	国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産大臣
(3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別記1 補助金交付申請書(第3関係)、補助事業変更等承認申請書(第6関係)、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由並びに補助事業の遂行状況を記載した書類(第10関係)、補助金交付申請の取り下げ及びその理由を記載した書類(第11関係)、遂行状況報告書(第12関係)及び補助金実績報告書(第13第1項関係)の提出先

補助事業者の区分	提出先
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。	国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産大臣
(3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における <u>複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び</u> 技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における <u>複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び</u> 技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別記2 (第5、第6、第10、12、13、16、17、18、20、25関係)

補助事業者の区分	決定者等
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。 (3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別記2 補助金交付申請書の提出期限を定める者(第4関係)、補助金の交付決定をする者(第5関係)、補助金変更等の承認者(第6関係)、補助事業の一部を他の者に実施させる場合の実施に関する契約内容を記載した書類の提出先(第8関係)、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に指示を求める者(第10関係)、補助事業遂行状況報告を概算払請求書の提出をもって代える場合の概算払請求書を定める者(第12関係)、消費税仕入控除税額の報告先等(第13第4項関係)、交付すべき補助金の額を確定する者(第14関係)、交付決定の取り消しをする者(第15関係)及び財産等処分の承認をする者(第17関係)

補助事業者の区分	決定者等
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。 (3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における <u>複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び</u> 技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における <u>複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び</u> 技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別表 (第3関係)

事業等	事業等又は補助 対象事業の区分	採 択 基 準 等	補 助 率		摘 要
			都 府 県	北 海 道	
(1) 都道府県が行う農道整備事業	1 基幹農道整備事業	農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール(次の(1)から(3)までに掲げる地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール)以上、車道幅員がおおむね4メートル(次の(1)又は(3)から(6)までに掲げる地域において行うものにあつては、おおむね3メートル)以上であり、かつ、その総事業費が1億円以上であるもの <u>(1) 振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)</u> <u>(2) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条</u>	(略)	(略)	

別表 (第2の表)

事業等	事業等又は補助 対象事業の区分	採 択 基 準 等	補 助 率		摘 要
			都 府 県	北 海 道	
(1) 都道府県が行う農道整備事業	1 基幹農道整備事業	農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール(振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。))又は半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。))において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール)以上、車道幅員がおおむね4メートル(沖縄県、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道、沖縄及び奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。))を除く。以下単に「離島」という。))、奄美群島、振興山村又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね3メートル)以上であり、かつ、その総事業費が1億円以上であるもの	(略)	(略)	

		<p>に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 沖縄県</p> <p>(5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄及び奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）を除く。以下単に「離島」という。）</p> <p>(6) 奄美群島</p>									
	2 一般農道整備事業	(略)	(略)	(略)			2 一般農道整備事業	(略)	(略)	(略)	
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 都道府県が行う国営造成施設管理体制整備促進事業並びに市町村及び土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）第2及び第3によるものとする。	<p>(1) 操作体制整備型 ア 当該間接補助事業費の60% イ 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、アの規定に関わらず、当該間接補助事業費の85%」</p> <p>(2) 管理体制整備型 当該補助事業費又は当該間接補助</p>	<p>(1) 操作体制整備型 当該間接補助事業費の70%</p> <p>(2) 管理体制整備型 当該間接補助</p>			(4) 都道府県が行う国営造成施設管理体制整備促進事業並びに市町村及び土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）第2及び第3によるものとする。	<p>(1) 操作体制整備型 ア 当該間接補助事業費の60% イ 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、アの規定に関わらず、当該間接補助事業費の85%</p> <p>(2) 管理体制整備型 当該補助事業費又は当該間接補助</p>	<p>(1) 操作体制整備型 当該間接補助事業費の70%</p> <p>(2) 管理体制整備型 当該間接補助</p>		

			事業費の2分の1 (削る)	助事業費の2分の1 (削る)					事業費の2分の1 (3) 洪水調節機能強化緊急対応型において行うものにあつては定額	助事業費の2分の1 (3) 洪水調節機能強化緊急対応型において行うものにあつては定額	
(5)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(5)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資事業等指導監督に要する経費に対し都道府県が補助する事業並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び公募団体が行う土地改良融資事業等指導監督	(略)	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) (略) (2) 都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区体制強化事業(都道府県土地改良事業団体連合会が行う市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び技術実践向上研修を除く。)に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) (略) (4) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導及び会計の専門家の配置に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (5)・(6) (略)	採択基準等の欄の(1)及び(3)の事業については、当該補助事業費の50%以内、(2)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内、(4)の事業については、定額補助	(略)	採択基準等の欄の(5)の事業に要する経費並びに(6)の事業及び事務に要する経費については、定額補助	(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資事業等指導監督に要する経費に対し都道府県が補助する事業並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び公募団体が行う土地改良融資事業等指導監督	(略)	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) (略) (2) 都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区体制強化事業(都道府県土地改良事業団体連合会が行う複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び技術実践向上研修を除く。)に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) (略) (4) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち複式簿記会計に関する巡回指導及び会計の専門家の配置 (5)・(6) (略)	採択基準等の欄の(1)及び(3)の事業については、当該補助事業費の50%以内、(2)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内	採択基準等の欄の(4)の事業に要する経費、(5)の事業に要する経費並びに(6)の事業及び事務に要する経費については、定額補助	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			(8) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第3に規定する事業の実施区域(以下「事	1 復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の1の別紙1の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%		
							2 農地整備事業				



						<p>25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の2の要件に該当するもの(但し、農業経営高度化支援事業を除く。)</p>	<p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%</p>
						<p>(2) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の2の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業。</p>	<p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p>
					<p>(3) 畑地帯担い手支援型</p>	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の3の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%(但し、営農水事業のみを行うものにあつては、当該補助事業費の45%)</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%(但し、営農水事業のみを行うものにあつては、当該補助事業費の50%)</p>
					<p>(4) 耕作放棄地型</p>	<p>(1) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地</p>















(13) <u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のIIの2の要件に該当するもの</u>	<u>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙4-1の運用別紙1のIIの1の(10)のウの事業を除き、実施要領別紙4-2の第3の(10)のア又はイの区域で実施するものにあつては、55/100)</u> <u>(2) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費の50/100</u>
(14) <u>湛水防除工事</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第5及び別紙4-1の運用別紙1のIIIの2の要件に該当するもの</u>	<u>(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100</u> <u>(2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</u>
(15) <u>農地侵食防止工事</u> <u>ア 県営事業</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-</u>	<u>(1) 当該補助事業費の50/100（但し、離にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100)</u> <u>(2) 農地侵食防止工</u>





						<p>長通知) 第2の4の別紙4-2の第8及び別紙4-1の運用別紙1のVの2の要件に該当するもの</p>	<p>掲げる補助率 (2) 関連工事にあつては、当該補助事業費の45/100 (3) 地域環境保全対策工事にあつては、当該補助事業費の50/100</p>
						<p>(20) 特定農業用管水路等特別対策事業</p> <p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知) 第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知) 第2の4の別紙4-2の第8及び別紙4-1の運用別紙1のVの2の要件に該当するもの</p>	<p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p>
						<p>(21) 地域ため池総合整備事業</p> <p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知) 第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知) 第2の4の別紙4-1の運用別紙1のVII及び運用別紙3の第5の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 調査計画事業にあつては、当該補助事業費50/100 (2) 総合整備事業のうち、 ア 大規模事業にあつては、当該補助事業費55/100 イ 小規模事業にあつては、当該補助事業費の50/100 (但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の52/100) ウ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知) 運用別紙3第5の2の(8)の要件に該当するものにあつては、ア</p>



(24) <u>土地改良施設耐震対策事業</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-1の運用別紙1のIX及び運用別紙5の第3の要件に該当するもの</u>	(1) <u>当該補助事業費の50/100</u> (2) <u>離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52/100</u>
(25) <u>農村災害対策整備事業</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-1の運用別紙1のX及び運用別紙2の第4の要件に該当するもの</u>	(1) <u>調査計画事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</u> (2) <u>整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）取扱別紙2の第4の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては、同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100（但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の又は当該間接補助事業費の60/100）</u>

<u>(26) ため池群整備事業</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-1の運用別紙1のXI及び運用別紙6の第4の要件に該当するもの</u>	<u>(1) 調査計画事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</u> <u>(2) ため池群整備工事のうち、</u> <u>ア 大規模事業にあつては、当該補助事業費の55/100</u> <u>イ 小規模事業にあつては、当該補助事業費の50/100（但し、以下に掲げる場合には、それぞれ以下に定める補助率とする。）</u> <u>(7) 農村振興局長が別に定める地域で行うものにあつては、当該補助事業費の55/100</u> <u>(4) 離島において行うものにあつては、(7)の規定にかかわらず当該補助事業費の60/100</u> <u>(3) ため池群管理体制整備事業にあつては、当該補助事業費又は間接補助事業費の50/100（但し、農村振興局長が別に定める地域で行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100）</u>
<u>5 震災対策農業水利施設整備事業</u>	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号</u>	<u>(1) 耐震性点検・調査計画事業にあつては、当該補助事</u>





<p>(10) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び土地改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(11) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び土地改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>1 一般型 (1) 基幹水利施設整備型</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	<p>事業等又は補助事業の区分の欄の1の一般型又は2の特別型と併せ行う農村地域防災減災事業の補助率については、農地防災事業等補助金交付要綱（昭和38年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）によるものとする。</p>
							<p>(2) 農業用水再編対策型</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	
							<p>(3) 地域用水機能増進型</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	
							<p>(4) 流域水質保全機能増進型</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	



	事務次官依命通知) 第6の要件に該当するもの	行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%		1の水利施設整備事業 (10)の事業を除く。 又は2の畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業の補助率については、農地
(2) 農業用水再編対策型	水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) 第6の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%	防災事業等補助金交付要綱(昭和38年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知)によるものとする。
(3) 地域用水機能増進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) 第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%	
(4) 流域水質保全機能増進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) 第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%	
(5) 排水対策特別型	水利施設等保全高度化事業	当該補助事業費の50%	当該補助事業費	

	実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	%	の50%
(6) 基幹水利施設保全型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80%（ただし、機能保全計画の策定は除く。） (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%（ただし、機能保全計画の策定は除く。）	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%
(7) 水利施設集約再編型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%
(8) 洪水調節機能強化型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定に	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 緊急水管理システム整備

		<p>かかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80%</p> <p>(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%</p> <p>(4) 緊急水管理システム整備事業を実施するものにあつては、(1)～(3)の規定にかかわらず定額</p>	<p>事業を実施するものにあつては、(1)の規定にかかわらず定額</p>
(9) 農地集積促進型	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80%</p> <p>(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p>
(10) 簡易整備型	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）</p>	<p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において</p>	<p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%（た</p>

件に該当するもの

行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80%

(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%(ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うものうち水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては、当該補助事業費の65%、畑地帯において行うものにあつては、当該補助事業費の2/3)

だし、北海道が事業実施主体となり、畑地帯において整備を行うものにあつては、当該補助事業費の52%

(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

(11) 農業経営高度化支援事業

水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)第6の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業

(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80%

(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山







<p>整事業及び耕地利 用高度化事業にあ つては、奄美群島 において行うもの にあつては、(1) の規定にかかわら ず、当該補助事業 費又は当該間接補 助事業費の65%</p> <p>(5) 農業経営高度化 促進事業の産地形 成支援事業にあつ ては、当該補助事 業費又は当該間接 補助事業費の10%</p> <p>(6) 農業経営高度化 促進事業の産地形 成支援事業にあつ て、離島、特別豪 雪地帯、振興山村、 半島振興対策実施 地域、過疎地域、 特定農山村地域、 急傾斜地帯又は指 定棚田地域におい て行うものにあつ ては、(5)の規定 にかかわらず、当 該補助事業費又は 当該間接補助事業 費の6%</p> <p>(7) 農業経営高度化 促進事業の産地形 成支援事業にあつ て、沖縄県におい て行うものにあつ ては、(5)の規定 にかかわらず、当 該補助事業費又は 当該間接補助事業 費の2%</p> <p>(8) 農業経営高度化 促進事業の産地形 成支援事業にあつ て、奄美群島にお いて行うものにあ つては、(5)の規 定にかかわらず、 当該補助事業費又 は当該間接補助事</p>	<p>(3) 農業経営高 度化促進事業 の産地形成支 援事業にあつ ては、当該補 助事業費又は 当該間接補助 事業費の6%</p> <p>(4) 農業経営高 度化促進事業 の産地形成支 援事業にあつ て、離島、特 別豪雪地帯、 振興山村、半 島振興対策実 施地域、過疎 地域、特定農 山村地域、急 傾斜地帯又は 指定棚田地域 において行う ものにあつて は、(3)の規 定にかかわら ず、当該補助 事業費又は当 該間接補助事 業費の2%</p>
--	--







イ 担い手支援対策

水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの

急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3

(1) 当該補助事業費の50%

(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%

(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%

(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3

(5) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の45%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の75%、離島において行うものにあつては当該補助事業費の50%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の52%）

のにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

(1) 当該補助事業費の52%

(2) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、当該補助事業費の45%

(2) 畑地帯総合整備

中山間地域型

ア 担い手育成対策

水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く）

(1) 当該補助事業費の55%

当該補助事業費の55%

(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%

(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3

イ 担い手支援対策

水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの

(1) 当該補助事業費の50%

(1) 当該補助事業費の52%

(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%

(2) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、当該補助事業費の45%

(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%

(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3

(5) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の45%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の75%、離島において行うものにあつては当該補助事業費

(3) 高収益作物導入  
促進型

水利施設等保全高度化事業  
実施要綱（平成30年3月30日  
付け29農振第2702号農林水産  
事務次官依命通知）第6の要  
件に該当するもの（ただし、  
農業経営高度化支援事業を除  
く。）

の50%、奄美群島  
において行うもの  
にあつては当該補  
助事業費の52%）

(1) 当該補助事業費  
又は当該間接補助  
事業費の50%

(2) 沖縄県において  
行うものにあつて  
は、(1)の規定に  
かかわらず、当該  
補助事業費又は当  
該間接補助事業費  
の80%

(3) 離島、特別豪雪  
地帯、振興山村、  
半島振興対策実施  
地域、過疎地域、  
特定農山村地域、  
急傾斜地帯又は指  
定棚田地域におい  
て行うものにあつ  
ては、(1)の規定  
にかかわらず、当  
該補助事業費又は  
当該間接補助事業  
費の55%

(4) 奄美群島におい  
て行うものにあつ  
ては、(1)の規定  
にかかわらず、当  
該補助事業費又は  
当該間接補助事業  
費の65%

(1) 当該補助事  
業費の50%

(2) 離島、特別  
豪雪地帯、振  
興山村、半島  
振興対策実施  
地域、過疎地  
域、特定農山  
村地域、急傾  
斜地帯又は  
指定棚田地域  
において行う  
ものにあつて  
は、(1)の規  
定にかかわら  
ず、当該補助  
事業費の55%

(4) 高収益作物転換  
型

水利施設等保全高度化事業  
実施要綱（平成30年3月30日  
付け29農振第2702号農林水産  
事務次官依命通知）第6の要  
件に該当するもの（ただし、  
農業経営高度化支援事業を除  
く。）

(1) 当該補助事業費  
又は当該間接補助  
事業費の50%

(2) 沖縄県において  
行うものにあつて  
は、(1)の規定に  
かかわらず、当該  
補助事業費又は当  
該間接補助事業費  
の80%

(3) 離島、特別豪雪  
地帯、振興山村、

(1) 当該補助事  
業費又は当該  
間接補助事業  
費の50%

(2) 離島、特別  
豪雪地帯、振  
興山村、半島  
振興対策実施  
地域、過疎地  
域、特定農山  
村地域、急傾  
斜地帯又は指

(5) 農業経営高度化  
支援事業

水利施設等保全高度化事業  
実施要綱（平成30年3月30日  
付け29農振第2702号農林水産  
事務次官依命通知）第6の要  
件に該当するものうち農業  
経営高度化支援事業

半島振興対策実施  
地域、過疎地域、  
特定農山村地域、  
急傾斜地帯又は指  
定棚田地域におい  
て行うものにあっ  
ては、(1)の規定  
にかかわらず、当  
該補助事業費又は  
当該間接補助事業  
費の55%

(4) 奄美群島におい  
て行うものにあっ  
ては、(1)の規定  
にかかわらず、当  
該補助事業費又は  
当該間接補助事業  
費の65%

(1) 当該補助事業費  
又は当該間接補助  
事業費の50%

(2) 沖縄県において  
行うものにあっ  
ては、(1)の規定に  
にかかわらず、当該  
補助事業費又は当  
該間接補助事業費  
の80%（ただし、  
畑地帯総合整備型  
又は畑地帯総合整  
備中山間地域型と  
して実施する場合  
のあつては、当該  
補助事業費又は当  
該間接補助事業費  
の75%）

(3) 離島、特別豪雪  
地帯、振興山村、  
半島振興対策実施  
地域、過疎地域、  
特定農山村地域、  
急傾斜畑地帯又は  
指定棚田地域にお  
いて行うものにあ  
つては、(1)の規  
定にかかわらず、  
当該補助事業費又  
は当該間接補助事

定棚田地域に  
おいて行うも  
のにあつて  
は、(1)の規  
定にかかわら  
ず、当該補助  
事業費又は当  
該間接補助事  
業費の55%

(1) 当該補助事  
業費又は当該  
間接補助事業  
費の50%（た  
だし、畑地帯  
総合整備型又  
は畑地帯総合  
整備中山間地  
域型として実  
施する場合の  
あつては、当  
該補助事業費  
又は当該間接  
補助事業費の  
52%）

(2) 離島、特別  
豪雪地帯、振  
興山村、半島  
振興対策実施  
地域、過疎地  
域、特定農山  
村地域、急傾  
斜地帯又は指  
定棚田地域に  
おいて行うも  
のにあつて  
は、(1)の規  
定にかかわら  
ず、当該補助  
事業費又は当

業費の55%	該間接補助事
<u>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%(ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合は、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2/3)</u>	業費の55%
<u>(5) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の10%</u>	<u>(3) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の6%</u>
<u>(6) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(5)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の6%</u>	<u>(4) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(3)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2%</u>
<u>(7) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、沖縄県において行うものにあつては、(5)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2%</u>	
<u>(8) 農業経営高度化促進事業の産地形</u>	



	3 実施計画策定事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(1)～(5) (略) (削る)	(1)～(3) (略) (削る)			4 実施計画策定事業	(新設)	2/3) (1)～(5) (略) (6) 水利用調整事業のうち、 <u>基礎的取組及び追加的取組</u> において行うもの <u>にあっては定額</u>	(1)～(3) (略) (4) 水利用調整事業のうち、 <u>基礎的取組及び追加的取組</u> において行うもの <u>にあっては定額</u>	
			(6) 水利用調整事業のうち、 <u>水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しの場合にあっては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、定額</u>	(4) 水利用調整事業のうち、 <u>水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しの場合にあっては、(1)及び(2)までの規定にかかわらず、定額</u>					(新設)	(新設)	
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(12) 都道府県が行う水利施設管理強化事業及び市町村が行う水利施設管理強化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	水利施設管理強化事業	水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第2掲げる事業に該当するもの。	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(13) 都道府県が行う農村整備事業、市町村が行う農村整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 農業集落排水施設整備事業	農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の75%、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の60%） (2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわら	当該補助事業費の50%		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

<p>2 農道・集落道整備事業</p>	<p>農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの</p>	<p>ず、当該補助事業費の50%</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%（ただし、集落道の整備であって振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うもの、離島において行うもの及び水源地域対策関連事業にあつては、当該補助事業費の55%、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の85%、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるものにあつては、当該補助事業費の2/3、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の75%）</p> <p>(2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p>	<p>(1) 当該補助事業費の55%</p> <p>(2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p>
<p>3 営農飲雑用水施設整備事業 4 地域資源利活用施設整備事業 5 集落防災安全施設整備事業</p>	<p>農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%（ただし、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、当該補助事業費の55%、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の75%、離島において行うものにあつては、</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%（ただし、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、当該補助事業費の55%）</p> <p>(2) 調査計画策</p>	

			は、当該補助事業費の60%、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の70%） (2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%。	定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%						
	6 計画策定等事業	農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	定額	定額						

(備考1) 1～22 (略)	23 令和2年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和3年4月1日付け2農振第2922号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(8)に掲げる事業については、なお従前の例による。	(備考) 1～22 (略) (新設)
(備考2)	特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域並びに特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。	(新設)
(備考3)	特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。	(新設)



## 別紙第1

## 収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	その他	備考
〇〇事業工事費	円	円	%	円	円	円	
△△地区							
◇◇◇地区							
☆☆☆地区							
計							

(削る)

(削る)

(削る)

## 別紙第1

## 収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
〇〇事業工事費	円	円	%	円	円	円	
△△地区							
◇◇◇地区							
☆☆☆地区							
計							

(注) 草地畜産基盤整備事業にあつては、「土地改良区等費」欄を、「その他」欄に読み替えること。

予算議決（又は予算議決予定）令和 年 月 日

## 別紙第2

## 収支予算書

## 1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	備考
国庫補助金	円	円	円	
(1) 適正化事業補助金				
(2) 事務費補助金				
賦課金				
(1) 適正化事業賦課金				
(2) 事務費賦課金				
その他				
計				

## 2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
交付金	円	円	円	
事務費				
〇〇〇〇〇				
〇〇〇〇〇				
計				

予算議決（又は予算議決予定）令和 年 月 日

(削る)

別紙第3

収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあつては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、「スマート田んぼダムの効果や課題に関する調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別紙第4

経費の配分及び事業計画の概要

都道府県営事業の場合

(表) (略)

(注) (略)

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の

別紙第2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

(表) (略)

(注) (略)

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、管理体制整備計画更新

（策定）費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用及び治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

2～7（略）

8 備考欄には、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。また、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

① 免税事業者

② 簡易課税制度の適用を受ける者

③ 地方公共団体の一般会計

④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

9（略）

10 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。

(1)～(4)（略）

(5) 工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29生畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。

11 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画作成事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

導入に係る指導、促進支援等に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能の発揮に係る経費）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

2～7（略）

8 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。

9（略）

10 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。

(1)～(4)（略）

(5) 工種欄には、農村地域復興再生基盤総合整備事業において行う草地畜産基盤整備事業にあつては農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙9の運用第11に定める全ての事業工種並びに農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29生畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種をそれぞれ記載すること。

11 農村地域復興再生基盤総合整備事業（農村地域復興再生基盤総合整備実施計画に限る。）、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画作成事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）並びに中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

12 (略)

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業）の場合

(表) (略)

(注) (略)

(記載要領)

- 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、管理体制整備計画更新（策定）費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費、多面的機能の發揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の發揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用及び治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

3～6 (略)

- 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

- ① 免税事業者
- ② 簡易課税制度の適用を受ける者
- ③ 地方公共団体の一般会計
- ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

8 (略)

12 (略)

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業）の場合

(表) (略)

(注) (略)

(記載要領)

- 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能の發揮に係る経費）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

3～6 (略)

- 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

8 (略)

9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の（7）の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。

（1）都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数、指導予定地区数、事務連合早期設立支援モデル地区数、市町村単位での合併モデル地区数及び協議会開催回数を記載すること。（指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、複式簿記会計に関する巡回指導のそれぞれについて記載すること。）

（2）～（5）（略）

10（略）

11 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。

（1）～（4）（略）

（5）工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。

12 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）並びに中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

13～15（略）

別紙第3～第6（略）

9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表（第2の表）の事業等欄の（7）の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。

（1）都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数及び指導予定地区数を記載すること。（指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、複式簿記会計に関する巡回指導のそれぞれについて記載すること。）

（2）～（5）（略）

10（略）

11 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。

（1）～（4）（略）

（5）工種欄には、農村地域復興再生基盤総合整備事業において行う草地畜産基盤整備事業にあつては、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙9の運用第11に定める全ての事業工種並びに農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種をそれぞれ記載すること。

12 農村地域復興再生基盤総合整備事業（農村地域復興再生基盤総合整備実施計画に限る。）、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）並びに中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

13～15（略）

別紙第5～第8（略）

(削る)

別記様式第2号(第6関係)

令和 年度〇〇事業補助金変更等承認申請書

番 号  
年月日

〇〇農政局長(別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては農林水産大臣) 殿

(別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては(国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事(補助事業代表者) 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業の実施について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記(注2)

(注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第2号 (第8、第25関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号  
年月日

〔 間接 補助事業者 〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加 又は申込み に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) (略)

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) (略)

(注4) 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号 (第8関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号  
年月日

〔 補助事業者 〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) (略)

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) (略)

(新設)

別記様式第3号(第10関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金変更等承認申請書

番 号

年月日

〇〇農政局長(別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。)

ただし、別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては農林水産大臣) 殿

(別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては(国土交通省北海道開発局長 経由))

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)第10の規定に基づき申請する。

記(注2)

(注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があつたものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(新設)

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号

年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。）

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））ため、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に完了するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

（記載要領）

1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に完了するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（新設）

別記様式第5号(第13関係)

〇〇年度\_〇〇事業補助金事業遂行状況報告書

番号  
年月日

〇〇農政局長(別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。  
ただし、別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては農林水産大臣)殿  
(別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては(国土交通省北海道開発局長 経由))

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)第13の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。(※土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第7、その他の事業にあつては別紙第8のとおり。)

記

(削る)

(削る)

(削る)

別紙第7

(削る)

1 収支の状況

(1) 収入の部 (2) 支出の部  
(表) (略) (表) (略)

(削る)

2 事業別状況

(表) (略)

(注) (削る)

(削る)

事業費の欄には資金造成と事務費を区分し、資金造成については、資金造成額を記載すること。

(削る)

別記様式第4号(第12関係)

〇〇年度〇〇事業補助金遂行状況報告書

番号  
年月日

〇〇農政局長(別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。  
ただし、別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては農林水産大臣)殿  
(別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては(国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事(補助事業代表者) 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業の遂行状況について、土地改良事業関係補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況(別紙第9のとおり。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第10のとおり。)

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙第9

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部 (2) 支出の部  
(表) (略) (表) (略)

(注) 間接補助事業については、事業一本にし、地区名欄に総地区数を記入すること。

2 事業別状況

(表) (略)

(注) 1 都道府県営事業については、備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。

2 間接費補助事業については、事業一本にし、地区名欄に地区数を記入すること。

3 事業費の欄には施設整備工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては、資金造成と事務費を区分し、資金造成については、資金造成額を記載すること。

4 不発弾等事前探査及び土地改良融資事業等指導監督費については、別紙第4に準じて記載すること。

## 別紙第8

(削る)

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年12月31日 までに完了したもの		〇〇年1月1日 以降に完了したもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
<u>合 計</u>						

(記載要領)

- 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高（助成金の支払金額、施設整備工事の出来高を金額に換算した額等）を金額に換算した額を記載すること。

(削る)

## 別紙第10

事業等遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 完了したもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

(記載要領)

(新設)

- 1 「事業費」の欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、助成金の支払金額を記載し、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあっては、事業の出来高を記載すること。
- 2 「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査に必要な経費」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開に必要な経費」を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあっては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、「スマート田んぼダムの効果や課題に関する調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金概算払請求書

番 号

年 月 日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。）

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

官署支出官 〇〇 殿

（第14に定める官署支出官名を記入）

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総 事 業 費	国 庫 補 助 金 (A)	既受領額 (B)		遂行 状況 報告 〇 月 〇 日 現 在 の 出 来 高	今回請求額 (C)		残 額 (A) - (B) + (C)		事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
			金 額	出 来 高		金 額	〇 月 〇 日 現 在 の 予 定 出 来 高	金 額	〇 月 〇 日 まで の 予 定 出 来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合 計											

（記載要領）

- 下線部は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（新設）



(注5) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったもの限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別紙第9

収支精算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	その他	備考
	円	円	%	円	円	円	
〇〇事業工事費							
△△地区							
◇◇◇地区							
☆☆☆地区							
計							

(注) (略)

(削る)

別紙第10・別紙第11 (略)

(削る)

別紙第11

収支精算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
	円	円	%	円	円	円	
〇〇事業工事費							
△△地区							
◇◇◇地区							
☆☆☆地区							
計							

(注) (略)

別紙第12

国庫補助金精算

区分	補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助率	精算国庫補助金額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領(返還)額	備考
都道府県営事業費	円	円	%	円	円	円	
(団体営)							
(公社営)							
事業費							

別紙第13・別紙第14 (略)

別紙第15

地区別検査調査書

(都道府県営事業の場合)

地区名	費目	区分	事業量	事業費	竣工年月日		竣工検査		備考
					(竣工年月日)	検査年月日	検査責任者 職氏名		
	工事費								
		計							
	測量設計費								
		計							
	用地費及 補償費								
		計							
	〇〇費								
		計							
合計									

(注) 1 請負契約書に基づき一契約書ごとに記載すること。

2 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

(団体営(草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業)事業の場合)

地区名	事業主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

別紙第 16

残材量直営調査

地区名	名称	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

(注) (略)

別紙第 17

財産管理台帳 (令第 13 条第 1 号から 3 号までの財産、要綱第 17 の財産)

(表) (略)

(注) (略)

別紙第 12

残存物件調査

地区名	品目	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

(注) (略)

別紙第 13

財産管理台帳 (適正化法施行令 第 13 条第 1 号から 第 3 号までの財産並びに交付要綱第 20 及び第 25 の財産)

(表) (略)

(注) (略)

別記様式第8号（第15第2項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号

年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。）

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完 了 予 定 年 月 日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

（注1）本様式は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

（注4）繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

（新設）

別記様式第9号(第15第5項関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年月日

〇〇農政局長(別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等) 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)第15第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2・3(略)

4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5・6(略)

(注)(略)

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号(第13第4項関係)

令和 年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年月日

〇〇農政局長(別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等) 殿

都道府県知事(補助事業代表者) 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2・3(略)

4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注)記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

① 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

② 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

③ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類)を併せて提出すること

④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5・6(略)

(注)(略)

① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

② 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)

④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号(第23関係)

〇〇年度  
農林水産省所管

〇〇補助金調書

(表) (略)  
記載要領 (略)

別記様式第7号(第19関係)

令和〇〇年度  
農林水産省所管

〇〇補助金調書

(表) (略)  
記載要領 (略)

(削る)

別記様式第8号(第20関係)

令和 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 補助の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的内容			
3. 交付先の法人の名称			
4. 交付実績額			千円 (A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他管理費			
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
		合 計	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
		支出内容	支 出 先
			金 額
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円 (B)
(2) (1) 以外の支出			
		支出内容	支 出 先
			金 額
			千円
			千円

		千円
	合 計	千円
<u>7. その他</u>		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
<u>8. 再補助等の割合</u>		% (B/A)

(注)

1. 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2. 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2)(1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3. 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4. 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5. 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。